

## I 校内指導体制及び関係機関

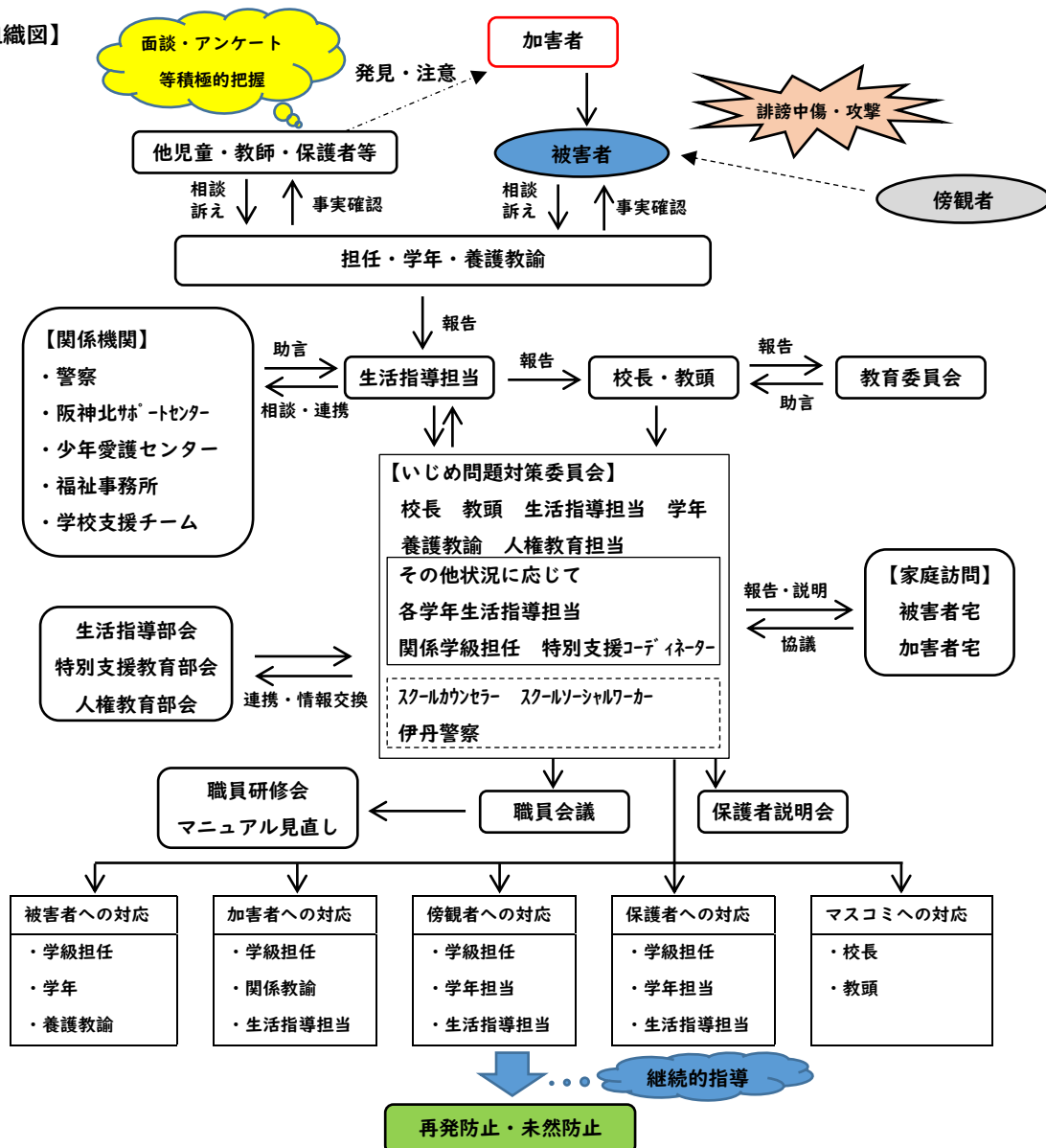
いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意思を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが、「いじめ問題対策委員会」である。

\*対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(令和7年度3月版)を参照

### いじめ問題対策委員会について

- 校長、教頭及び生徒指導担当者を中心に、学年、養護教諭で編成する。  
(事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラー、学校評議員、警察などを入れてメンバーは適宜編成する)
- 特別支援委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることもある。

### 【組織図】



あたたかい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生活指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、児童に向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。